

30文議第181号  
平成30年6月4日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長  
名 取 頭 一

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ  
所管委員会に付託いたします。

## 委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (4件)	第1号	場外馬券売り場(後樂園オフト)の撤去を求める請願
	第2号	消費税率10%への増税中止、減税を求める請願
	第3号	沖縄「辺野古新基地」建設の中止を求める請願
	第4号	同性カップルのパートナーシップを公的に認証する制度の導入に関する請願
建設 (2件)	第5号	建築紛争の予防と調整に関する請願
	第6号	まちづくり条例に関する研究会創設を求める請願

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年5月31日 第1号
件名	場外馬券売り場(後楽園オフト)の撤去を求める請願
請願者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎戸忠子
紹介議員	板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場(後楽園オフト)では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、大レース時は大変な混雑と、純粹なスポーツとして楽しむというのとは異なるギャンブル場特有の雰囲気です。

「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。ギャンブル施設からの収益を、区の財源としてあてにすることなく、ギャンブル関連施設の設置に反対し、ぜひ撤去の意思表示をしてください。

2017年9月29日の厚生労働省の研究班発表によると「ギャンブル依存症の人の割合は成人の3.6%、約320万人と推計されます。問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」、と言っています。

さらにそのまわりで精神・物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。

場外馬券売り場を撤去してこそ、「文の京」の名に恥じない文京区になります。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

## 請願事項

- 1 場外馬券売り場(後楽園オフト)を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年5月31日 第2号
件名	消費税率10%への増税中止、減税を求める請願
請願者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田中 繁
紹介議員	板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

消費税が1989年に導入されてから30年目に入りました。

導入から29年間で国民が払った消費税は349兆円、1人当たり275万円払ったこととなります。政府は導入時、「消費税は社会保障のため」と説明してきましたが、実際には法人税減税の穴埋めや軍事費に使われてきました。

消費税など税制政策に携わる財務省が、森友学園問題では国民の共有財産である国有地を格安で売却し、公文書の改ざんまで行っています。

安倍政権は2017年12月22日、2018年度「税制改正大綱」を閣議決定しました。消費税については、税率10%への引き上げを「確実に実施」とすると、あらためて宣言し、「所得税改革」で控除を圧縮させるなど、庶民増税の強化を狙う内容であり、全体で約2800億円の増税となります。

大綱は、改正方向の「基本的な考え方」として、「消費税率10%への引上げを平成31年10月1日に確実に実施する」と明記し、また、「低所得者への配慮のための軽減税率制度」を導入するとしています。

軽減税率とは、標準税率が10%に引き上げられたとしても、食料品など一部の品目を現行の税率8%に据え置くというものですが、新たに4兆4000億円の負担が国民にのしかかり、「軽減」とは名ばかりです。

国民の声と運動が消費税率10%を2019年10月まで先送りさせましたが、8%でも暮らしや景気を悪くしています。10%への増税中止はもちろん、家計を潤し景気回復のために、「5%に引き下げてほしい」「廃止してほしい」の声が広がっています。

社会保障や財政再建の財源は、税金の集め方、使い方を変えることによって生み出すことができます。富裕層や大企業への優遇税制を見直し、支払う能力に応じた「応能負担」に改め、大型開発や軍事費、米軍への思いやり予算、政党助成金などムダを削ることです。

もともと、消費税は収入の少ない人ほど税負担率が高く逆進性が強い税金で、政府も認めています。「生計費非課税」の原則に反しており、国民の暮らしを苦しめています。私たちは、消費税増税中止・減税とともに1日も早い廃止を求めています。

以上の趣旨により、次のことを国に求めること。

## 請願事項

- 1 消費税率10%への増税はきっぱり中止すること。
- 2 消費税率を当面5%に引き下げること。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年5月31日 第3号
件名	沖縄「辺野古新基地」建設の中止を求める請願
請願者	文京区向丘一丁目20番6-1108号 中村銘美堂 文京9条の会連絡会 代表 平本喜祿
紹介議員	藤原美佐子 浅田保雄 関川けさ子 宮崎文雄
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

沖縄にある米軍基地の大部分は、米軍占領下で造られたものです。米軍基地の集中に伴い、婦女暴行などの刑事犯罪が頻発し、加えて、ヘリコプターの墜落事故なども続発しており、沖縄県民の生活・安全が脅かされています。

このような状況下で、沖縄県民は辺野古の新基地建設に反対しています。理由は、

- ①沖縄にとって命の源ともいえる海を埋め立てることは認められない。
- ②米軍基地は日本の防衛のためのものであり、その負担は全国で平等に負うべきである。沖縄だけへの押し付けは差別である。
- ③辺野古新基地は普天間基地の代替だと政府は言っているが、強襲揚陸船の係船護岸や弾薬庫などを備えた新基地であって代替基地ではない。

などです。

わたしたちは、この沖縄県民の辺野古新基地建設反対の理由に賛同いたします。また、沖縄県民の反対を押し切ったの新基地建設は、地方自治・民主主義の精神にも反すると考えます。これらの理由から、辺野古新基地建設は中止されるべきだと考えます。



わたしたちのこのような請願の理由にご賛同いただき、下記請願を採択され、政府並びに関係省庁に対して要望書を提出していただけるよう要請いたします。

## 請願事項

- 1 沖縄の「辺野古新基地」建設の中止を国に求めること。



請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年5月31日 第4号
件 名	同性カップルのパートナーシップを公的に認証する 制度の導入に関する請願
請 願 者	  署名 759 名
紹介議員	海 津 敦 子            藤 原 美 佐 子 関 川 け さ 子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

文京区男女平等参画推進条例では、何人も性別に起因する差別的な取扱い（性自認又は性的指向に起因する差別的な取扱いを含む。）を行ってはならないとしています。

そのため、「性自認および性的指向に関する対応指針」が策定され、職員互助会では、同性パートナーのいる職員への結婚祝い金等の支給を開始し、同性カップルが公営住宅の入居が可能となるよう見直しをする方針も打ち出されています。

こうした性自認又は性的指向に起因する差別的な取扱いを解消する施策をさらに進めるために、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した同性カップルに対して、そのパートナーシップを公的に認証する制度を文京区でも導入いただきますようお願いいたします。

本制度は、当事者を幸福にするだけで、他の誰にも迷惑をかけませんし、性自認又は性的指向への理解の促進、差別の解消につながり、全ての人自分らしく生きられる社会の実現することになると考えています。

そして、性的マイノリティを含めすべての人にとっても住みやすい、住んでいてよかったと思える魅力ある多様性が認められる文京区にしたい。

ついては、以下の事項を請願します。

## 請願事項

- 1 互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した同性カップルに対し、そのパートナーシップを公的に認証する制度の導入について検討すること。
- 2 こうした制度がより広域に展開されるように、東京都に対して要望すること。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年5月31日 第5号
件 名	建築紛争の予防と調整に関する請願
請 願 者	文京区小石川二丁目20番10号 小石川二丁目マンションの無秩序な開発・ 建築を考える会 代表 中山代志子 外11名
紹介議員	萬立幹夫 前田くにひろ
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区は、歴史の残る街並みや文教施設の存在によって、優良な住宅地と考えられています。文京区都市マスタープランにおいても、豊かな歴史・文化的資源や、緑や坂が多い起伏に富んだ地形を生かして、居住地として魅力的なまちづくりを目指すことがうたわれています。魅力あるまちづくりという視点から関係当事者の調和を図る役割は、都市マスタープランを推進する、地域に身近な自治体が、もっともよくなしうることでありたいといえます。

しかし、現状では、たとえば中高層建築物に関する紛争予防条例に基づくあっせん・調停の際には、すでに事業者は計画を確定しており、地域の要望を受け入れる余地がないため、違法性をめぐる先鋭な紛争に発展し、あるいは、一部住民や自治体が、事業者と非公開の取引をすることにより、地域の不和を誘発しています。結果として、関係者の誰もが不利益を被る事態となります。これでは魅力的なまちづくりは困難と言わざるを得ません。

周辺住民に歓迎される建築計画を推進することは、暮らしやすく快適な地域づくりにつながり、既存住民だけでなく、事業者や将来の住民のためにも有益です。

現在の制度には、たとえば民事裁判制度（調停を含む）には、個人・法人の法的権利義務に関わらないもののみまちづくりの観点からは大変重要な問題点が、争点として協議の対象として想定されていません。また、紛争予防条例に定められたあっせん・調停制度は、あっせん・調停員の能力にバラつきが大きいことや、必ずしも中立の立場から専門的な助言がなされているという信頼感が十分とはいえない現状があります。

地域の特性に合った計画を進めるためには、既存の法律や制度も、もちろん活用することが必要ですが、固定的な基準を定めて強制するだけの規制では足りません。世田谷区、狛江市、練馬区のように、先行する自治体の成功事例も蓄積していますので、これらの長短を考慮しつつ、今後現れる文京区に住むことを誇りに思うことができる制度を設計することができないはずはありません。

そこで、下記のとおり、お願いいたします。

## 請願事項

- 1 文京区を、だれもが住みたくなる調和のとれたまちにするために、一定規模以上の開発事業及び建築計画（延べ面積1万平方メートル以上の計画も含む）について、事業・計画が早期に公開され、区を事務局とし、専門家の関与のもとで、区民と事業者が協議する場において、議事録公開といった透明性のある手続きを備えて、事前に協議することができる制度（保育所等の公共施設の設置を阻害しないもの）を創設することを、文京区長に要請してください。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年5月31日 第6号
件 名	まちづくり条例に関する研究会創設を求める請願
請 願 者	文京区小石川二丁目20番10号 小石川二丁目マンションの無秩序な開発・ 建築を考える会 代表 中山代志子 外11名
紹介議員	萬立幹夫 前田くにひろ
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区は、歴史の残る街並みや文教施設の存在によって、優良な住宅地と考えられています。文京区都市マスタープランにおいても、豊かな歴史・文化的資源や、緑や坂が多い起伏に富んだ地形を生かして、居住地として魅力的なまちづくりを目指すことがうたわれています。魅力あるまちづくりという視点から関係当事者の調和を図る役割は、都市マスタープランを推進する、地域に身近な自治体が、もっともよくなしうることでありたいとします。

しかし、文京区のまちづくりに関する条例や要綱は、成立年次が古いため、居住環境を、よりよいものとするための最新の法規制が施行されているとはいえません。また、条例や要綱がバラバラに施行されているため、相互の関連や全体像が見えにくいという問題点があります。このような状態は、市民や事業者が制度を理解し利用するために支障があります。

様々な考えの区民や事業者が集まって、よりよいまちづくりのための新しい制度設計について協議し、条例づくりのために検討を始めることが有益であると考えます。

そこで、下記のとおり、お願いいたします。

## 請願事項

- 1 文京区を、だれもが住みたくなる調和のとれたまちにするために、まちづくりに関連する条例・要綱を統合する方法や、まちづくり条例の制定について検討するための、協議会、研究会などの会議体を創設することを、文京区長に要請してください。